

# 令和7年度 コミュニティ助成事業（宝くじ助成金）の募集を開始します



コミュニティ助成事業は、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図る各事業を助成し、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する事業です。一般財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、毎年実施しています。

## 1 助成事業の内容

### 事業の区分

助成概要	具体例	対象団体※1	助成額
<b>(1) 一般コミュニティ助成事業</b>			
住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物・消耗品は除きます。）の整備に助成	集会施設の備品、祭備品（太鼓等）、刈払機の購入、簡易な倉庫の整備など	市が認めるコミュニティ組織※2	100万円～250万円
<b>(2) コミュニティセンター助成事業</b>			
住民が自主的に行うコミュニティ活動を推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要に応じた機能を有するコミュニティセンターや集会所といった集会施設の建設などの整備に助成	集会所等の建設、大規模修繕及びその施設に必要な備品の整備など	市が認めるコミュニティ組織	対象総事業費の 3/5 以内に相当する額（最大 2000 万円）
<b>(3) 青少年健全育成助成事業</b>			
青少年の健全育成に資するため、主として親子で参加するスポーツ・レクリエーション活動、文化・学習活動に関する事業、その他コミュニティ活動のイベントに関する事業などに助成	小・中学生が親子で参加するイベント（体験教室、野外活動など）	市が認めるコミュニティ組織	30万円～100万円
<b>(4) 地域づくり助成事業</b>			
地域の活性化に資するため、地域資源の活用を目的として実施する特色ある事業に助成	地域の文化を広くPRする事業や自然体験型イベントなど	実行委員会※3	200万円まで
<b>(5) 地域防災組織育成助成事業</b>			
一定地域の住民が、地域を災害から守るために自主的に結成した組織又はその連合体が行う災害の被害防止活動及び軽減活動に直接必要な設備など（建築物や消耗品は除きます。）の整備に助成	AED、テント、投光器、発電機、訓練用消火器の購入など	市が認める自主防災組織※4	30万円～200万円
<b>(6) 地域の芸術環境づくり助成事業</b>			
企画制作能力の向上及び公立文化施設の利活用の推進を図るため、自ら企画・制作する音楽、演劇、ダンス、古典芸能、美術分野などの文化・芸術事業のうち、「地域交流プログラム」を伴う事業に助成	地域で伝承されている芸能公演、ミュージカル公演など	・指定管理者 ・特定公益法人 ・実行委員会※5	500万円まで
<b>(7) 地域国際化推進助成事業</b>			
多文化共生、国際理解推進など地域レベルでの国際化の推進に資する先導的かつ他の団体の模範となる事業に助成	語学セミナー、国際理解キャンプなど	市が認めるコミュニティ国際交流組織※6	200万円まで

※1 対象団体については、申請時点で設立されており、規約を有し、令和6年度の事業計画書や予算書等が提出できる団体となります。

※2 「コミュニティ組織」とは、地区自治公民館や自治会、自主防災組織など、地域に密着して活動する団体となります。特定の目的で活動する団体やPTA、体育協会などは除きます。

※3 地域づくり助成事業における「実行委員会」とは、市や商工会議所、商工会などが構成員に含まれる組織となります。

※4 「自主防災組織」とは、地域住民による自発的な防災組織またはその連合体となります。

※5 地域の芸術環境づくり助成事業における「実行委員会」とは、市や指定管理者、特定公益法人が企画や運営に相当の責任を負う実行委員会となります。

※6 「コミュニティ国際交流組織」とは、地域における国際化の推進に資する活動を行う民間団体またはその連合組織となります。

～ 申請手続きなどは裏面へ ～

## 2 申請手続など

### (A) 申請方法

コミュニティ助成事業申請書に必要書類を添付して、(C)の提出先に提出してください。  
様式等は(C)の窓口に準備してあります。

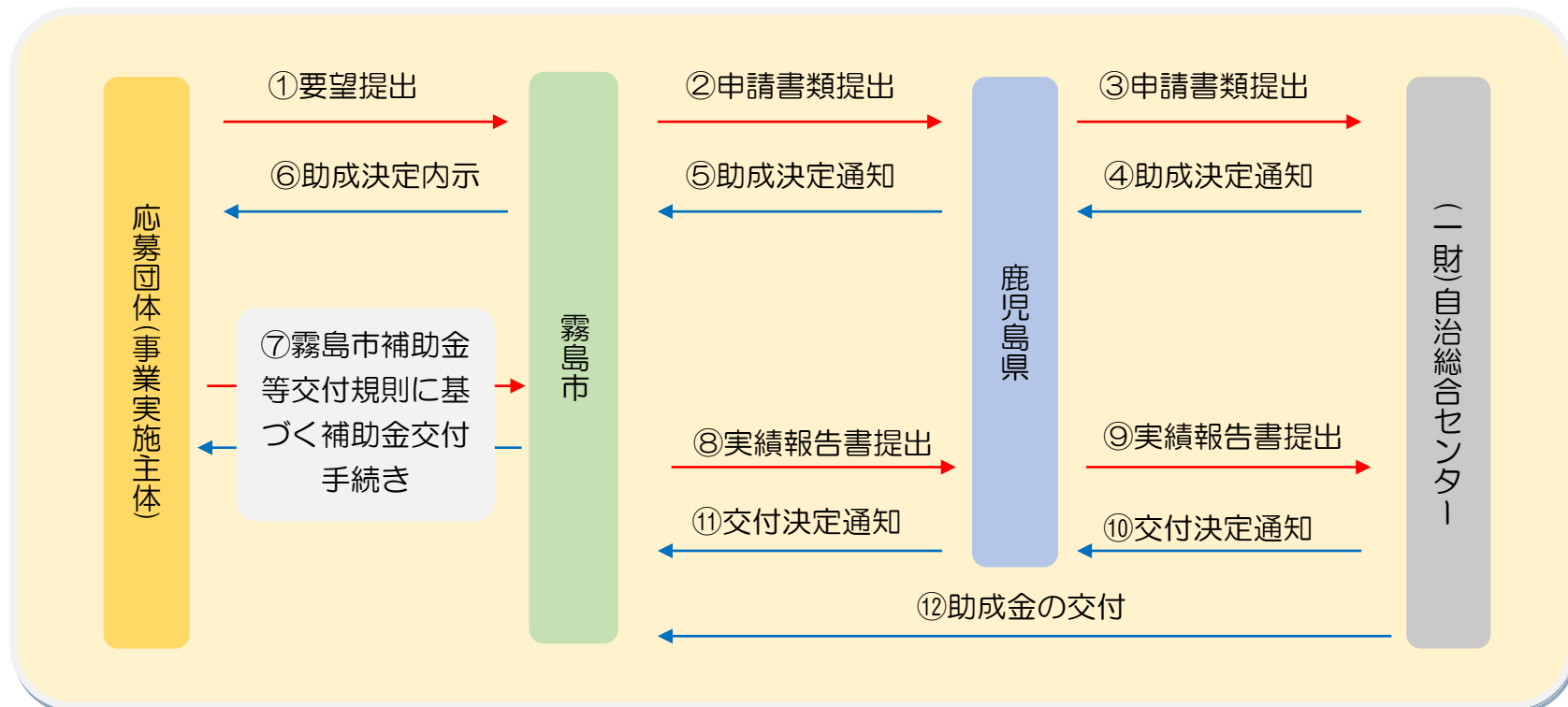
必要な様式は、霧島市ホームページからもダウンロードできます。

※ホーム>くらし>自治会・市民活動>コミュニティ助成事業

市ホームページ→



### (B) 申請の流れ



### (C) 連絡・提出先、申請期限

事業の区分	提出・問い合わせ先	担当課への申請期限
(1) 一般コミュニティ助成事業 (2) コミュニティセンター助成事業 (3) 青少年健全育成助成事業 (4) 地域づくり助成事業	■応募団体がコミュニティ組織の場合 市民活動推進課 共生協働推進グループ 0995-64-0988 (直通) 隼人地域振興課、各総合支所地域振興課 ■応募団体がコミュニティ組織以外の場合 企画政策課 企画政策グループ 0995-64-0914 (直通)	令和6年 9月18日(水)
(5) 地域防災組織育成助成事業	安心安全課 防災グループ 0995-64-0997 (直通)	
(6) 地域の芸術環境づくり助成事業	スポーツ・文化振興課 スポーツ・文化グループ 0995-64-0710 (直通)	令和6年 10月18日(金)
(7) 地域国際化推進助成事業	市民活動推進課 市民環境政策・国際交流グループ 0995-64-0924 (直通)	令和6年 10月11日(金)

## 3 留意事項

- ・応募団体1団体あたり、申請は1件に限ります。
- ・コミュニティ助成事業の採択は、一般財団法人自治総合センターが決定しますが、採択要件や予算に限りがあるため、**申請した事業が必ず採択されるものではありません**のでご了承ください。